

突発的な感染症の発生時において 企業が法的に対応すべきこと

2020年2月20日

株式会社iCARE 代表取締役
山田洋太（産業医・労働衛生コンサルタント）





まずはじめにお読みください

- 本資料は、安全衛生委員会において衛生管理者および産業保健スタッフ（産業医および産業保健師）の説明を伴って使用する資料です。
- 巻末に掲載する「新型コロナウイルス」に関する情報は、2020年2月20日時点における参考情報です。
- 本資料の一部について、改変・切り取り・追記などの加工を施すことは禁じます。
- 以上のことにご留意いただいた上で、安全衛生体制の強化のためにご活用ください。



感染症（季節性インフルエンザや新型コロナウイルス）の発生・流行において、企業は安全衛生の観点からどのような対応をとるべきでしょうか。

本資料では、企業の人事総務として抑えておくべき考え方と対応策をまとめています。

- 1. 感染症対策において企業が配慮すべき観点**
- 2. 平常時に行う感染症対策**
- 3. 突発的な流行時に行うべき対策**
- 4. 新型コロナウイルスに関する参考情報**



感染症対策において 企業が配慮すべき観点





感染症において企業が考えるべき観点

企業は感染症対策において、法的対応として以下の2点に配慮する必要があります。

1. **事業継続計画（BCP）に則った対応**
2. **従業員に対する安全配慮義務**

感染症の発生・流行が判明した際に、従業員に対する適切な安全策・事前ルールの策定がないままに業務を継続することはあってはなりません。

災害・テロ・感染によって事業の継続が困難な場合の業務計画や実行策（BCP）を前提にして、突発的な感染症についても従業員の健康・安全を守る対応を検討します。

次ページより、BCPと安全配慮義務の具体的なケースについて一例を紹介します。



1. 事業継続計画（BCP）に則った対応

例えば、インフルエンザが社内で流行・拡大した場合、企業活動の継続が危ぶまれる対策として、以下のことを事前に計画・実行します。

感染拡大の流れ

インフルエンザの流行期が拡大



社内での患者数増加



欠勤者が次第に増加



企業活動に従事する人が減少

事業継続のための対応策

- 一律の勤務時間で就業させず、複数のチームで交代制の勤務にする
- 職種や業種によっては在宅勤務の導入
- 会議体をテレビ電話中心へ変更する
- 密室での会議を可能な限り減らす



2. 従業員に対する安全配慮義務

企業は職場や業務において、従業員の健康と安全を守る義務を負っています。感染症対策においては、以下の観点で安全配慮義務違反が指摘されます。

安全配慮義務の判断基準

業務起因性

仕事中に感染リスクにさらされたか

予見可能性

感染症リスクを会社が予測できたか

結果回避性

リスクを回避する策を実施したか

安全配慮義務違反となりうるケース

- 感染した従業員が通常通り勤務することで、同じオフィスの同僚が感染した
- 感染症の流行期にも関わらず、不特定多数の人混みにて業務を遂行させ体調を崩した



平常時に行う 感染症対策





安全配慮義務を履行するため、平常時から以下の2点に対応します。

1. 年間を通して発生しやすい感染症の把握
2. 感染症対策が実行されているかチェックする

感染症は突発的に流行するもの以外に、季節性の感染症が年間を通して発生します。特に夏季と冬季は注意が必要です。

夏季: 夏かぜ・食中毒 etc...

冬季: インフルエンザ・ノロウイルス etc...

季節性の感染症への対応策について、次ページに取り上げます。



感染症対策が実行されているかチェックする

感染症のリスクが高まる時期に備えて、以下の対策を実行します。

従業員が確かに実行しているかどうかをチェックし改善することも対策として重要です。

予防策

- 従業員への予防教育を定期的に行う
- 予防接種の呼びかけ
勤務時間扱いや費用の会社負担など
- 咳エチケットや手洗いの周知
ポスターの掲示や
メーリングリストなど

職場で発生時の対応

- よく触る箇所の消毒
ドアノブ・階段の手すり・
エレベータの操作盤など
- ソーシャルディスタンスの徹底
人混み、不必要な接触を避ける
休憩室や食堂の使用を制限する
対面での業務を減らす



感染者・疑いのある従業員へのルール周知

感染または疑いのある症状が出た従業員に対して、就業規則にもとづいたルールを周知します。業種業態によってルールは変わるため、産業医と相談の上で策定してください。

よくあるケース

子供がインフルエンザにかかったが、
本人は入社してもいいのか？



出社は可能。
ただし、朝と晩に体温を測り発熱がある
場合は出勤しないこと。

その他、定めておくルールの例

- 疑いのある対象者が発生した場合の
連絡、対処のフロー
- 欠勤や休暇の取り扱い
- 派遣社員の場合、派遣元との取り決め
- 自宅待機となる対象者の基準

感染症の社内ルールの一例 (企業によって対応は異なる)

感染症	発生時の報告		診断書の提出		季節	就業制限	解除の目安	周囲の社員
	社員本人	家族友人	感染時	解除時				
季節性インフルエンザ	○	×	×	×	冬	37.5℃以上の発熱の場合、 就業禁止	解熱(37.5℃)確認した日を0として 2日目から出社可能	手洗い・うがい・マスク・予防接種 励行
新型インフルエンザ	○	○	×	×	冬	37.5℃以上の発熱の場合、 就業禁止	解熱(37.5℃)確認した日を0として 2日目から出社可能	手洗い・うがい・マスク
麻疹	○	○	○	×	春-初夏	就業禁止	発疹が出現した日を0として 5日目から出社可能	予防接種の確認
風疹	○	×	○	×	春-初夏	就業禁止	発疹が出現した日を0として 7日目から出社可能	予防接種の確認
流行性角結膜炎	○	×	×	×	夏	マスク勤務・手洗い励行・ 社外接触制限	発症した日を0として 14日目まで就業制限	手洗い励行
ノロウイルス	○	×	×	×	冬	就業禁止	発症した日を0として 3日目から出社可能	手洗い励行 症状発生時対応の周知
結核	○	○	○	○	年中	就業禁止(法令遵守)	保健所に連絡・通達に遵守	保健所からの指示に従う



突発的な流行時に 行うべき対策





突発的な流行時に行うべき対策

平常時の対応に加えて、初期の情報収集・フェーズの見極めが必要です。

1. 公的な機関から情報収集を行う
2. 産業保健スタッフから医学的評価を得る

厚生労働省や産業衛生学会などの機関が発信する公的な情報を収集します。

(新型コロナウイルスに関する情報一覧を巻末にまとめています。)

医学的な評価の結果、特に感染症の流行が未知なフェーズでは
従業員の健康・安全への対策を過剰に実施することも検討してください。

例: 全従業員を対象に在宅勤務とする。

ただし2週間を期限として、最新の情報により期限や対象を再検討する。



衛生委員会において規定すべきルールの一例

新型コロナウイルスへの対応では、平常時とは異なる例外的ルールが必要です。
以下の項目について衛生委員会で規定しておきましょう。

具体的な感染症対策	対策を実施した際の例外的ルール
自宅待機中の社員に対する給与の取扱い	無給とするか有給とするか
健康弱者(慢性疾患・高齢労働者)への配慮	流行時の出勤の免除など
通勤への配慮	時差出勤、在宅勤務の導入
事業縮小や操業の一時停止	判断基準の作成
流行時にも出社する社員への配慮	危険手当等の適用の有無
在宅勤務に必要な環境の整備(通信環境)	環境整備コスト(通信費用)

引用: 日本産業衛生学会「新型コロナウイルス情報 一企業と個人に求められる対策一」



新型コロナウイルス に関する参考情報





【参考】新型コロナウイルス

コロナウイルスとは？

- 発熱や上気道症状を引き起こすウイルス
- 人に感染を起こすものは6種類
- 4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の 10～15% (流行期は35%)
- 中東呼吸器症候群 (MERS)、重症急性呼吸器症候群 (SARS) の原因ウイルス

新型コロナウイルスの特徴

- 感染源、感染経路: 調査中、野生動物の可能性
- 潜伏期間: 最大14日間
- 診断検査: 咽頭ぬぐい液や痰を検査材料に PCR検査

症状

- 新型コロナウイルスは呼吸器系の感染が主
- 感染部位: 上気道炎、気管支炎、肺炎を発症
- 無症状で経過してウイルスが排除される例も存在
- 症状: 発熱、咳、筋肉痛、倦怠感、呼吸困難、頭痛、喀痰、血痰、下痢



【参考】新型コロナウイルス

検査対象

- 国が決めた条件に合った患者がいた場合、医療機関から保健所に連絡があり、検査をするか検討します。
- 検査は、地方衛生研究所や国立感染症研究所で行います。患者又は医療機関の希望による検査は行っていません
※検査施設は今後、追加される予定。

治療方法

- 有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行う

予防方法

- 咳エチケットや手洗い
- 十分な栄養と休養、人込み、発熱や咳などの症状がある人との不必要な接触は避ける
- 接触をした場合は、十分な手洗い
- 野生動物や、動物の死体に触れない

引用：東京都感染症センター



【参考】新型コロナウイルス

参考情報一覧

企業向け

- 新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け) 出展:厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- 新型コロナウイルス情報 一企業と個人に求められる対策一 出展:日本産業衛生学会
<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/coronavirus02.pdf>

一般の方向け

- 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～ 出展:首相官邸
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- 新型コロナウイルス感染症について 出展:厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) 出展:厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html